

総 会 議 事 録

令和2年11月

令和2年11月12日(木)開催

宮津市農業委員会

宮津市農業委員会定例総会議事録

会 期 令和2年11月12日(木)
開 会 午前9時30分、閉 会 午前10時35分
場 所 宮津市役所 第5会議室

農業委員

出席 今中 睦美、宇野 由美子、久保添 公哉、関野 掲司
宮崎 健治、宮崎 正之、山田 正明、松本 聡、吉田 雅典
小山 有美恵、細井 康、石田 弘司

12名

欠席 和久田 二三代、吉田 進

2名

農地利用最適化推進委員

出席 酒井 義浩、細見 秀史、宮前 善有、平野 信也、糸井 久和
和田 隆、瀬戸 享明、溝口 喜順、垣根 敏孝、荻野 雅章

10名

欠席 なし

事務局 事務局長 小西 正樹、主任 内藤 進介

議事日程

- 日程第1 議事録署名委員の指名
- 日程第2 議案第32号 非農地証明交付申請の承認について
- 日程第3 議案第33号 農用地利用集積計画(利用権設定)の決定について
- 日程第4 議案第34号 令和2年度 農地等の利用の最適化に関する施策について
の意見書について
- 日程第5 議案第31号 和解の仲介について

〔関野会長〕 おはようございます。

ただ今から、令和2年11月定例総会を開会いたします。暦の上では立冬を過ぎ、一気に冬へと近づいた感があります。朝晩の冷え込みや空気も乾燥するこの時期ですが、インフルエンザ、新型コロナウイルスも活発になってまいります。皆様には引き続き感染防止対策に御協力いただきたいと思います。

さて、本日も先月からの継続審議となっております案件などございますが、慎重に御審議いただきながらも円滑に議事が進行できますよう委員の皆様の御協力をお願いします。

それでは、本日の議事に入ります。

本日の出席委員は24名中22名です。欠席は和久田委員と吉田進委員の2名で小山委員は先ほど30分程度遅れる連絡が入っておりますのでこのまま進めさせていただきます。農業委員の出席者は過半数を満たしています。よって、総会は成立いたします。

それでは、日程第1 議事録署名委員の指名を行います。

宮崎正之委員、山田委員をお願いします。

次に、日程第2 議案第32号「非農地証明交付申請の承認について」を議題とします。

本日の議案に対する質疑につきましては、事前に通告をいただくこととなっております。通告の状況も併せて事務局より報告願います。

〔内藤主任〕 3頁を御覧ください。議案第32号です。非農地証明交付申請の承認について下記の申請人より、非農地証明交付申請があったことについて議決を求めます。4件ございます。

1番です。土地の所在につきましては大字上司小字瀬戸深田※※番、登記地目は田、面積は※※㎡です。所有者は※※様で、※※にお住まいです。

非農地の事由につきましては平成9年12月1日から耕作をしていないということことです。

2番です。土地の所在につきましては大字上司小字ソ子ゾエ※※番、登記地目は田、面積は※※㎡です。所有者は※※様で、※※にお住まいです。

非農地の事由につきましては平成16年12月20日から耕作をしていないということことです。

3番です。土地の所在につきましては大字上司小字ソ子ゾエ※※ほか1筆、登記地目はいずれも田、面積は合計で※※㎡です。所有者は※※様で、※※にお住まいです。

非農地の事由につきましては平成15年12月25日から耕作をしていないということことです。

裏面の4頁、4番です。土地の所在につきましては大字皆原小字月生づ※※番、登記地目は田、面積は※※㎡です。所有者は※※様で、※※にお住まいです。

非農地の事由につきましては平成14年8月1日から耕作をしていないということことです。

具体の場所につきましては、5頁及び6頁に地図を添付しております。

5頁ですが1番から3番についての場所を示しております。位置的には市役所を基準にしますと栗田駅の手前の線路沿いとなります。

次に6頁を御覧ください。4番です。位置的には皆原のグンゼ社宅から山中側へ100m程進んだ市道沿いです。7頁及び8頁に現地写真を添付しております。

7頁を御覧ください。上から1番と2番の案件、中段に2番の残り半分と3番、下段に中段と同じ3番が拡大で表示されております。

3件とも耕作者がなくなり、この土地はもともと水吐けが悪く稲作には適さない事から永年放置され原野化しております。

次に8頁を御覧ください。4番についての現地写真が表示されております。

この土地は元々道路に隣接した田でありましたが、耕作環境が悪く放置され原野化しており、さらに道路拡幅計画に伴い道路用地として分筆され残った土地が今回申請の農地となっております。議案第32号に係る説明は以上となります。

なお、議案に対する質疑の事前通告はございませんでした。

御審議の上、可決賜われますようよろしくお願いいたします。

〔関野会長〕 ただ今の事務局の説明に関連して、担当委員から補足説明をお願いいたします。1番から3番については宮崎健治委員、4番については宇野委員よりお願いいたします。

〔宮崎健治委員〕 去る10月26日、事務局及び宮前推進委員同行で現地確認を行いました。1番から3番の案件に別れておりますが、5頁の位置図、7頁の現地写真のおり同じ区画の土地でありますので纏めて報告させていただきます。

こちらにつきましては、隣接する周囲の農地は全て耕作が行なわれておりません。

土地の状況につきましては、排水が悪く水が溜まっている状態で農地としての利用は非常に困難であると思われました。

永年放置された結果、雑草が群生し原野化していることから非農地証明とする判定をさせていただきました。以上です。

〔宇野委員〕 去る10月26日に事務局及び酒井代推進委員同行で現地確認を行いました。

写真を見ていただければ判るとおり細い小さな農地で原野化しており非農地証明も仕方がないと判断しました。

〔関野会長〕 これより議案第32号について質疑に入ります。事前の通告はございませんでしたが、何かご意見等ございますか。

〔宮前推進委員〕 4番の皆原については、農用地内ということで農振農用地であり農業を進めていくべき農地であるにも関わらず非農地証明を出せるといのは矛盾していると思えますし、この件で農林水産課でとほどの様に調整を図っているのでしょうか。

〔小西事務局長〕 平成30年の12月に農林水産省から通知がございまして、原野化し森林の様相を体した農地については積極的に市町村の農業委員会で非農地決

定をしていくこととなっております。

農振農用地につきましても非農地判定が出来ることとなっております。

この間、官津市の農業委員会でもそういった案件が何件かございまして農林水産課とも調整をさせていただいており農業委員会で非農地決定をいたしますと農林水産課はこの決定に従いますということとなり、次の計画から除外していくということでございます。従いまして本日可決して頂きましたら農林水産課にこの農用地については非農地になったとの通知をさせていただくこととなっております。

〔宮前推進委員〕 ということは、農振農用地を除外する前に非農地として構わないということになりますが、農振農用地から外した上で非農地とするべきではないかと思えますが。

〔小西事務局長〕 除外してから転用ということが通例となっておりますが、非農地については除外前に非農地決定できることとなっております。

〔関野会長〕 その他、御意見等ございませんか。

(意見なし)

〔関野会長〕 それでは、異議なしと認め、議案第32号については、承認してよろしいか。

(委員の賛成)

〔関野会長〕 議案第32号については、承認します。次に、日程第3 議案第33号「農用地利用集積計画(利用権設定)の決定について」を議題とします。事務局より提案説明をお願いします。

〔内藤主任〕 お手元の資料の9頁を御覧ください。議案第33号になります。

農用地利用集積計画(利用権設定)の決定について議決を求めます。

一覧が掲載されておりますので御確認ください。3件ございます。

1番目につきましては、土地の所有者※※様が亡くなられているため、相続人の※※様からの届出となっております。

また、貸借期間につきましては通常開始が4月15日から終了が設定年数年度の4月14日となっております。1番2番につきましては10年間の設定となっておりますが、4月からの経過期間7か月を差し引いて9年5か月という表記となっております。具体の貸借期間につきましては、向こう10年の令和12年4月14日までとなっております。

3番につきましても同様に向こう6年の令和8年4月14日までとなっております。議案第33号に係る説明につきましては以上となります。

なお、議案に対する質疑の事前通告はございませんでした。
御審議の上、可決賜われますようよろしくお願いいたします。

〔関野会長〕 これより、議案第 33 号について質疑に入ります。事前の通告はございませんでしたが、何かご意見等ございますか。

(意見なし)

〔関野会長〕 それでは、異議なしと認め、議案第 33 号については決定することとしてよろしいか。

(委員の賛成)

〔関野会長〕 議案第 33 号については決定とします。次に日程第 4 議案第 34 号「令和 2 年度の農地等の利用の最適化に関する施策についての意見書について」を議題といたします。事務局より提案説明をよろしくお願いいたします。

〔小西事務局長〕 失礼いたします。議案第 34 号令和 2 年度の農地等の利用の最適化に関する施策についての意見書です。

こちらにつきましては先月 10 月 9 日に第 1 回の建議等専門委員会を石田委員長の下、開催いただきまして 10 名の皆様に御審議いただきました。また今月の 5 日には第 2 回を行い、合わせまして 3 時間ほど協議を熱心にお世話になりまして、こちらの意見書としてまとめさせていただきました。具体的な内容につきましては 3 頁から記載しております。

大きな項目としては 5 つございまして、こちらにつきましては前年と同様でございます。大きな柱としては変更しておりません。そういった中で皆様に様々な御提案をいただきまして、その内容を書き込みさせていただいているところです。

1 番につきましては営農継続につきまして担い手対策ということで、具体的に宮津の農業のあり方を「見える化」して営農継続できるような支援、指導を充実して欲しい。また同じように 4 点目にも中核担い手である認定農業者や新規就農者が営農継続できるような支援も必要であり、10 番にも同じように担い手の関係で関係人口の増加に繋げるような施策を推進して欲しい。さらに本年の 4 月から J.A 京都の宮津支店生産課が宮津市に拠点を置かなくなったことを受けまして再構築を要望していただきたい。2 番の遊休農地の発生防止、解消に向けた対策につきましては(4)まで同様の記載にしておりまして、(5)ですが、オリーブの部分で苗木の支援等は終了しましたが、今後も遊休地であります山間地に適した作物の斡旋をしていただきたいとしております。

次に 4 頁になりますが、3 番のところ、産地づくり対策や農産物の消費拡大について特産品づくりが挙げられますが、加工事業者の誘致、観光分野での更なる消費拡大、また 6 次産業化も必要でございますし、それを踏まえた流通体制の構築が十分できていないということから、具体的に 3 番の(3)にも記載してござい

すが、生産者と需要家を繋ぐ地域商社の確保、設立であります。

地域商社といいますのは、生産者と需要者の間を繋ぐ、今まででしたら仲買人さんのような機能を持つ事業者が必要で、そこに集荷をしたり、そこが情報発信をして需要家に繋げていく機能が必要ではないか。それから地産地消や地産都消ということで、農家の方も高齢化してくる中で集荷が大変であること、販路もそうですが、例えばまごころ市が集荷体制を確立してトラックで生産者のところまで取りに来ていただくようなことができないか、という御提案もいただきました。

4点目が有害鳥獣対策の強化ということで、前年の記載に加えまして専門家による防護柵の設計の支援、ドローン駆除の導入、猿対策としてモンキードッグの導入といった具体的なお話もありましたので記載をさせていただいております。

また、猟友会の皆様が大変高齢化してきて今後が心配だと言う話もありましたし、その猟友会の会員になるにも費用が掛かるということで、このあたりのフォローが必要である。また、本年度から運用を開始しております有害鳥獣処理施設の処理能力が限界に近づいてきているため、拡大した方が良いのではないかとということ。

最後ですが、農地地図ということで、皆様には大変御不便おかけしておりますが、農地台帳システムと京都府のGISのシステムが連携できる方向で、9月補正で税の地図システムへ農地も反映される形で対応いただいております。今後、農地台帳システムと京都府のシステムと連携することでインターネット上で位置情報が確認できる。また、事務改善ということにもなりますし、このような項目を引き続きお願いしていくということになっております。以上、大きく分けまして5点の内容で本日可決いただきましたら、11月16日に四役の皆様で市長と会談をしていただく形になります。本件に関しまして事前の質疑の通告はございませんでしたので申し添えさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

〔関野会長〕 これより議案第34号につきまして質疑に入ります。事前の通告はございませんでしたが、何か御意見ございますでしょうか。

〔瀬戸推進委員〕 1番の意見書の中身を農業委員会に対する意見が出たのだと思いますが、これからこの意見をどうしていくのか。先のことがどうなっているのか分からないので説明を聞かせてもらえますか。要するに意見の出しっぱなしではなくて、改善に向けた方向があるのでしょうか。

〔小西事務局長〕 ただ今の御質問にお答えします。この後どうなるのかということですが、今回の意見書については法律に基づいた手続の上で意見書を市長に提出することになります。

農業委員会としては、予算は事務的な経費しかございませんので、政策的な経費については農林水産課についております。これは令和3年度の予算で具現化できるところはしていただきたいと思っております。さらには今後の農林水産行政の中でこのような意見を踏まえて農業委員会とも連携しながら施策について一つでも

具体化できるように、話し合いをして取り組んでいただけたらと思います。この意見を基に市長部局において今後どのように進めていくか検討されることとなります。併せてこの建議の中でも新しい総合計画も出ておりますが令和3年度にターゲットを絞った意見書になっております。今後は農業委員会においても、どのようなあり方が良いのか検討しなければならないという話も出ておりましたので、補足とさせていただきます。以上です。

〔関野会長〕 他にございませんか。

〔宮前推進委員〕 市にいつ誰が行くのか。具体的な日程を教えてください。

〔小西事務局長〕 日程につきましては11月16日（月）午後1時30分から市役所の応接室にて、四役様、関野会長、今中職務代理、酒井代表、糸井副代表に意見書をお渡しいただきましてお話いただくことになっております。

〔関野会長〕 よろしいでしょうか。他にございませんか。

〔宮前推進委員〕 私も建議委員として2回の協議させていただきました。その後気付いたことで今発言するのは申し訳ないですけれども、「京の輝き」についてですが、日本酒の消費量が減っているということで作付けの面積が減らされる、交付金が減らされるのではないかという話をこの2、3日前に聞きました。他の市町では日本酒で乾杯する条例を作っておられる。ぜひ作っていただいて、日本酒の消費を進めることが米の消費にもつながりますし、農家の方の支援になると思いますので、日本酒で乾杯するという条例を作っていただきたい、という私の意見です。

〔関野会長〕 皆さん、先ほどの御意見いかがでしょう。

〔吉田雅典委員〕 私も建議の一人として参加させていただいたのですが、まとまったものを作るまでの段取り、何が重要なのかという点ではもう少し重点的なものを含めて議論を丁寧に進めて意見書へたどり着く、1年間を通してというスタイルが良いのかなと思いました。

〔関野会長〕 他にございますか。

〔宮前推進委員〕 私の先程の意見の回答が無いのですがどうなっていますか。

四役で出るなら言ってほしいというのが私の意見です、これに対しての会長としての意見はどうなんですか。

〔関野会長〕 先ほど言われたことを追加するという事でよろしいでしょうか。

〔宮前推進委員〕 私の意見は意見書に追加するしなく、市長の前で発言していただけたらいいです。話題に出していただけたらいいというのが私の意見です。

〔小西事務局長〕 その前にすみません。このトップ会議と言っておりますが、政策連携会議ということでこの意見書を基に市長にお話いただきます。その内容につきまして、四役さんは初めてでございます、私も事前にこのような話し合いになるということは詳しく申し上げておりませんでした。申し訳ありません。その中では意見書はベースになりますが、ここに書いていないことでも、これに関連してということで御発言はできますし、一問一答ということではございません。意見交換のような形になりますので、忌憚のない御意見を会長として委員さんとして、今の御意見を踏まえて御発言いただくことには制限はございません。申し添えさせていただきます。

〔瀬戸推進委員〕 私は今のような具体的な要望がいいと思います。この要望は課題としては非常に大きな枠です、多岐に渡って様々な分野からの検証になるので、今回についてはこれで良いですが、少し現状を改善していく中で、もっと絞った意見書の方が良いのではないかと思います。一般的な要望としてある事を出すだけでなく、それが具体的に改善されるような方向で、吉田雅典委員も言われましたが、重点化した要望書に今後していく方がより具体的に改善される見通しが立つのではないかと、今後の運営の中で検討いただけたらと思います。

〔酒井代表推進委員〕 今、瀬戸推進委員が言われるように文書にするとういうことなのかなということも思っております、市長とのトップ会議に参加させてもらうのは私も初めてですが、述べられることは、この他に当然今言われました酒の消費拡大など言いたいことが出てくると思うので、伝えられることは伝えたら良いと思います。ただ文書にするとういうなるのかなと思います。

確かにもう少し絞った方が良いとは思いますが。そのあたりを申し添えておきます。

〔関野会長〕 例年意見書につきましての策定の時期につきましては、吉田雅典委員の言われるとおりもう少し時間をとって、2回3回程度でなく実行する必要があると考えます。また、私も日本酒が好きな方でございますので先程の意見につきましては、ぜひ市長にお話ししたいと思っております。

他にございますでしょうか。

特に御意見ございませんので議案第34号につきましては決定することとしてよろしいでしょうか。

〔委員の賛成〕

〔関野会長〕 議案第34号については決定し、この意見書を基に11月16日に市長との建議相談を設けることとします。次に日程第5 議案第31号「和解の仲介について」を議題といたします。事務局より提案説明をお願いいたします。

〔小西事務局長〕 失礼いたします。前回から継続審査となっております議案第31号でございます。前回資料についても御指摘がございました、事務連絡のとおり地権者一覧と位置図を回覧いたしますので合わせて御覧いただきたいと思います。

事前に質問の通告が一件ございましたので御回答させていただきたいと思います。

質問者は酒井推進委員でございます。質問の内容は議案書の2-(1)の部分につきまして、行政処分の変更という記載があり、この意味についてのお尋ねでございます。御回答させていただきます。農地の貸借に伴う利用権設定につきましては農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定より、農業委員会の決定の上農地利用集積計画を市長が告示するという事で特定人の権利義務を具体的に決定するもので、これは許可の取消しに該当する行政処分になります。本件はこれに関わる合意解約の申立てでございまして先の行政処分を決定した行政機関、つまり本農業委員会自らが変更をするということは適切さを欠くということから京都府知事で仲介を行うことが適当と判断されるものでございます。よって仲介により先の行政処分である利用権設定の決定内容を変更する可能性もございまして、自らが仲介することが不適當という認識でございます。

質疑につきましては以上でございますが、事前に送付させていただきました概要資料ということで議案参考資料を次のページにお付けしております。宮津市オリーブ栽培府中地区地権者合意解約請求事件についてという資料で補足説明をさせていただきたいと思います。

前回の会議の中で皆様から御意見いただきました。その中で確認も含めまして市より説明させていただきたい点がございます。参考議案資料の二つ目の項目に和解の仲介手続に係る確認事項というのがございます。ここにありますように仲介を取り止めるということも可能ではないかという御発言もございましたが、本件は申立人からの取下げはできますが仲介を断ることはできないことになっております。また、三つ目の項目のところでございますが、本日御決定いただきたいのは府への事案の移送とその時期でございます。府への移送につきましては先ほどの議案書の2の4つの理由から、また移送する時期は1にもありますが現在係争中ということで裁判が結審し、結果を確認した後に申立人の同意を得た上で対応させていただきたいものでございます。この点につきましては10月1日に京都府と協議済でございます。その旨も申し添えさせていただきます。

また四つ目の項目ということでその他と書いております。本仲介とは別に当委員会としては会社に対し今後の営農計画や主たる農業従事者が誰なのか、といった農地の適正管理ができるか本日の決定を踏まえてしっかりと確認させていただきたいと思います。事務局からの説明は以上です。御審議の上、可決賜ります

ようよろしく願ひいたします。

〔関野会長〕 これより議案第 31 号につきまして質疑に入ります。先日の役員会でも今後の営農計画の確認、仲介の手続は議案書のとおり進めることとしております。それでは質疑に入りますのでよろしく願ひいたします。

〔細井委員〕 10 月の定例総会で色々と言わせてもらったことが抜粋として載せていただいております。今回付けていただきました参考資料ですが、大変良く分かり助かります。そのなかで 3 番の議案の内容ですが移送とその時期。移送はやらざるをえないと思慮しますが、移送の時期というのは事務局側が適正かつ適当と思われる日はいつ頃かお聞きしたいと思います。

〔小西事務局長〕 いつ京都府に移送するかということ（質問）でございました。

これにつきましてはは和解の仲介が現在民事訴訟がされているということで、この土地も関わっている内容でございまして、裁判の状況を見守りながらこれが結審した段階で移送していく。裁判中に仲介を移送したとしても京都府についても裁判が終わるまで手が出せないという話を聞いております。まずは裁判を見守って裁判の状況によってはこの仲介の申立てを取り下げられる可能性もあると考えております。それが終結した時点で開始していきたいと思ひます。以上です。

〔細井委員〕 ということはいずれにしても資料等拝読してありますと、結審後という解釈になるかと思ひます。

京都府へ結審後に送るのか結審の前に送ってしまうのか、どちらでも結局は同じ事になると思ひます。宮津市農業委員会として楽になりたいのであれば結審前に出すことになるし、この案件は残しておいて結審後に出すのかの判断だと思ひます。私としてはあまり温めておきたくない案件だと思ひますが、一委員としては結審後に京都府へ送るのがいいのかなと思ひます。

〔吉田雅典委員〕 私もその関係で言いますと移送について結審されるまでここに温存しておく必要はないのではないかと思ひます。一つは宮津市農業委員会で仲介できない。案件の中身が非常に難しいということで府へ移送されるのかなと思ひますが、仲介はやるべきことですのでここに留めておくことではなく、早く移送していくことが仲介を申し立てている申立人に対しても説明になるのではないか。後はいつ仲介を京都府がやるかはこちらが考えることではないと思ひます。京都府が京都府の判断でやられたら良いと思ひます。結審の後まで待たなければならないという法律的な意味があるのであれば待たなければならないと思ひますが、結審が付かなければこの仲介ができないという法律的な根拠があるのかなのか。それは私たちが持ちえる知識では分かりませんので、早く京都府へ移送して府が独自に判断されることではないかと思ひます。申立人から見れば、なぜ宮津市の農業委員会が仲介をしないのか、本来ならば宮津市の農業委員会が仲介

するべきだろうということがある。しかし、できないということで京都府へ送るのであれば、後は京都府の判断に任せる方が、責任回避ではないですが合理的ではないかと思えます。場合によっては仲介をしないということで裁判に影響が出る可能性もあるかと思えます。

[瀬戸推進委員] 分からないことがたくさんあって、係争中に和解の仲介をするということは出来ない様な法的な何かがあるのか、京都府へ移送をした後の流れは。

[小西事務局長] ただ今の吉田雅典委員、瀬戸委員の関連で、仲介をするタイミングについてですが、和解の仲介の手引きというものがございまして、法律に係争中に行ってはいけないという規定はないのですが、運用ということで手引きがございまして。この手引書の中に書かれておりますのは、「農事調停や民事訴訟等の他の法令による紛争処理制度に継続してはその紛争の解決に当たって仲介することが混乱を生じることがある。従ってこのようなときはその継続中は仲介を中止し、その同時調停等が決着してからまた仲介を始める。同時調停等でその紛争が解決されたときには和解の仲介は打ち切られる。」という事になっておりますので、いずれにしても今回土地等は関連しておりますので、今仲介を始めることはできません。

なお、事務局におきまして先ほど御意見が分かれたのですが、どちらが良いのか、先に送り、役割を渡す方が良いのか、状況を見定めた上で京都府へ結審後に送るほうが良いのか。これにつきましては私の考えにもなりますが、先ほど申し上げた仲介は仲介としまして、会社の方が農地をどのようにされていきたいのか、ということは裁判と関係なく聞かせていただくことはできると思えます。具体的に97筆あったのですが今回絡んでいるのが55筆と聞いてまして、42筆に関してはまだ何もされていないとの事で草がボーボーに生えている。これにつきましてもいつから営農されるのかについても併せて確認させていただかないといけないと思えます。この間、申立人の方ともお話しまして、どちらが宮津市の農業委員会にとって申立人であったり、会社であったりどちらが寄り添った形になるのかと考えましたところ、色々この後もお話を聞かせていただかないといけないと思っております。京都府へ送ったから知りません、と取られかねないということもありまして、私としては地域に寄り添う農業委員会としては裁判の状況についても宮津市の方が早くキャッチできるのではないかと思いますし、当然申立人や会社とも話し合いをできたら早くしていきたいと思っておりますので、そういう面ではこちらの農業委員会で結審を待って申立てを移送することが適切ではないかと判断しました。以上です。

[瀬戸推進委員] 僕も井上さんのオリーブの件に関しては関わったことがあるので状況はある程度は理解しており、係争中のオリーブオイル宮津のイタリアの方と井上さんとこの関係をずっと見てきて、ここに和解の仲介申立書というものがあり、これには地権者の色々の思いや経過が書いてあります。これを見たら分かる

ように明らかに裁判起こしたオリーブオイルの方が酷いやり方でやっている。

いったん井上さんと事業を始めて、途中で井上さんを解任して、井上さんは仕方ないからその地域の放棄地をなくしたい、地域振興に繋がる事業をやっていきたいとの思いで進めてきたのに、向うは一方的に井上さんを解任した。

従って井上さんは仕方なしに自分の自費も投入しながら事業を継続して交付金を受け取って、きれいにしてオリーブも植えた。ところが向こう側は井上さんを解任して土地を返せと。いったん自分達はしないと書いていたのに矛盾する対応で、振り回された。結局植えたオリーブの苗を抜かなければならないということで、今抜いておられます。せっかく放棄地がなくなったとみんな喜んでいたのにあのような形で推移していったので、基本的には和解の仲介の申立書を法的な問題がないのであれば早く改善してあげる。

この方々は地元の人に農地を託したい、土地を良く知っている地元の井上さんたちに託して作ってもらいたい。この会社に預けたくない、早く何とかして欲しい、という願いをしっかりと受け止めて僕は解決に最善を尽くす。ということが農地を守っていく事になるし、農業委員会としての任務を遂行していくことになると思います。

色々な制約があるのは分かりますが、できるだけ早期にこの地権者の方々の思いに沿うような解決ができるようお願いしたい。

個人的な思いも含まれましたが、私の意見として延べさせていただきます。以上です。

〔小西事務局長〕 前回の質疑の中で瀬戸委員のほうからはもう少し申立人の意見を聞いてはどうかという話がございます、11月5日に確認させていただいております。その際に確認させていただいたのは先ほどお話にありましたが、井上さんがいなくなった会社だから解約したいと申立書は見えるのですが実際のところを確認させていただくと代々守ってきた土地を会社が適正に管理してくれればそれで良いが、信用を置ける状況ではないため合意解約請求をしたいということです。

会社が適正に土地を管理してくれるのであれば10年間利用権設定したまま取り消さなくてもいいかと聞くと、それは良いとのことでした。私ども農業委員会としましては速やかに会社が今後どのような耕作をされていくのかということを確認していかなければならないと思います。これは法律の方では実際に農地を借り受けた側が適正に管理をしていないという事になりますし、相当期間を定めて勧告するというので今日も根拠法令を付けさせていただいておりますが、その相当期間というのは農業委員会で判断して相手方に市長から勧告をし、農業委員会で取り消し決定ができるということもございます。今後どのように会社が耕作されるのかを早く聞きまして、申立人の方へも説明させていただきたいと考えております。以上です。

〔吉田雅典委員〕 基本的には申し立てをしている方が弱者とっては失礼ですが、

予想外にオリーブと井上さんの対立になった関係で、順当にいけば井上さんを委託代表という形で運営がされるものと思っていたわけです。ところがそうならない、ということで本来井上さんに信頼を置いておられた 33 名の方が係争になり、代表を解任された事で非常に驚き、そういうことでこの申し立てがあったわけですよね。できるだけ速やかな仲介、段取りを踏んで欲しいというのが宮津市への要望だと思います。誠実な対応をしていくのであれば、移送を結審後まで待つというのは宮津市の対応としてはどうかと思う。できるなら早く京都府へ移送して京都府が判断される方が 33 名の代表の方への説明責任としては妥当かと思えます。

〔瀬戸推進委員〕 裁判に影響を与えるほどの中身なので、資料として早く渡すべきだと思います。

〔細井委員〕 事務局から先ほど説明のありました手引きの通りで私は良いと思います。あくまでも結審してから。ではなぜ結審を待つのか。関わっておられる方の思いなど色々あると思います。そういったことを汲むことも非常に大切なことだとは思いますが、結審を待たずに動きをかけるのは手引きで先ほどお話いただいたとおり、問題が諸所出てくるであろうということから結審後が望ましい。手引きがあるのですから、手引きのとおり進めるべきだと私は思います。以上です。

〔宮前推進委員〕 私も事務局長が説明された意見を支持したいと思います。

ただ、農地利用集積計画を農業委員会で議決したという経過がありますので、利用計画どおりにやってもらうというのが筋かなと思いますのでその辺はよろしく願いいたします。

〔細井委員〕 同意見です。

〔瀬戸推進委員〕 僕も最終的にはそれで良いと思うのですが、先ほど言われた今農地は放置状態で心配されている。せつかくきれいにしてもらったのに草ボーボー。1年2年放っておくと取り返しの付かないことになるので、先ほど事務局の小西さんが言われたように状況は良く見て、向こうへの勧告なり指導なり、これは急いでして欲しいと思います。

〔和田推進委員〕 今聞いてますが、一番最初の紛争の元は補助金の流用。訴える、訴えられていないというのは農地のことではなくて、補助金の流用が使い方がまざったから訴えられているので農地についてはあまり関係ないと思います。

農地の関係だけを和解に持って行って早急にしてあげるという方向性もあると思いますし、そこの上に植えるものがそういう形ですから、どこから苗のお金を出してまともな金額で買って植えるのかということが疑問になってくるので、もう少し訴えられている根本的なところから見直して発言された方が良いのでは

ないかと思えます。

〔細井委員〕 くどいようですが今回の議案の資料を付けていただいています、3番の議案の内容、アンダーラインを引いていただいています。今回決定いただきたいのは府への事案の送付とその時期についてです。このあたりで採決取ってはでしょうか。

〔関野会長〕 2通りの意見がございましたが、京都府とも十分考慮した上で決定いたしましたので、賛同される方は挙手をお願いいたします。

〔宮前推進委員〕 本当は議決の方法も決めないといけない。いきなりすぎます。

〔酒井代表推進委員〕 推進委員は入らない方が良いのではないか。

〔関野会長〕 皆さんの意思を確認したので、皆さんの考えのとおりに手を上げていただいたら結構です。こちらで数えさせていただきます。挙手でよろしいでしょうか。それでは賛同の方は挙手をお願いいたします。

それでは（賛成多数で）挙手の結果議案書どおり行うことでよろしいでしょうか。ただ農地につきましては、現地を確認してせつかく改善された土地ですので、そこがこれ以上元に戻らないように努めていきたいのでよろしくをお願いいたします。

〔吉田雅典委員〕 実際には農地がユンボやブルドーザーが、オリーブを植えるという事で狭い里道を拡張しながら入ったんです。ところが地元には何の説明もなかった。現在でもそのままの状態です。今度地元の方はオリーブが抜かれたけどどうなっているのかと驚かれていた。今度は植えた後、荒地になってどうなるのかという感じで、みんな裁判のことは分からないので指をくわえて見ている状態です。

オリーブ会社としては本当に何をしているのかと、地元は振り回されているのが現実です。

先ほど事務局長からありましたように、できるだけ農地の適正な利用も含めて地元の農会や自治会にオリーブの会社からきちんと説明をして欲しい。みんなどうなるのかと不安になっておりますので、その点も含めてオリーブの会社にはお世話になれたらと思います。

〔関野会長〕 ありがとうございます。事務局の方からお願いします。

〔小西局長〕 この件に関しましては、府中地区の担当は吉田雅典委員さんになりますが役員さんと相談させていただきながら会社と会いましてお話を早急に伺いたしたいと思います。よろしくをお願いいたします。

〔瀬戸推進委員〕 この件については進め方はこれで良いと思うのですが、この問題は単に問題だけに終わらせずに、これを通して、府中地区の放棄地や耕作地で対策を講じなければならない農地、そういった農地について考える一つのいい機会になると思います。今後農地をどうしていくか、発展的な方向へこれが向かうように農業委員会としてもこれを捉えて対応して行って欲しいと思います。悪い問題が起こって大変だったで終わらせずに、これを機に府中の農地が発展、有効活用されていくような解決方法をぜひ探って欲しいと思います。

〔関野会長〕 ありがとうございます。今後も事務局と相談しながら進めさせていただきます。以上で議事日程は全て終了いたしました。

宮津市農業委員会会議規則(平成8年農委規則第1号)第16条第2項の規定により署名する。

会 長 関野 措司

委 員 高崎 正之

委 員 山田 正明

記 録 者 小西 正樹

